

第1章 震災予防計画

地震・津波に強いまちづくり

震災に際して、被害の軽減を図るために、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう必要な整備を行っておくことが基本となる。このため、震災や津波災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずるなど、地震・津波に強いまちづくりを推進する。

第1節 地域防災構造の強化

1 地震に強いまちづくり

県の地震被害想定調査においては、特に人口の集中した地域の被害が大きくなつておき、地震による被害を最小限にするためには、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

市は、地震に強いまちづくりを推進していくために、大きな被害をもたらす可能性のある大規模地震の発生を想定し、地区別の建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波シミュレーションなど、各地域の災害危険度判定に関する調査を行い、重点的かつ緊急に整備をする地域を明確にする。さらに、都市防災の視点による課題抽出及び改善策の検討を行い、防災政策を進める方向性を導き、地域防災構造の強化を図る。

(1) 防災空間の確保

建築物の不(難)燃化率の向上を図るとともに、地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

ア 緑地保全地区の指定

地域における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地保全法に基づき緑地保全地区を指定するなど保全に努める。

イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、地域の不燃化構造の推進等を図る。

ウ 防災通路や避難路となる道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の

道路について緊急性の高いものから整備を促進するとともに、建築物等の倒壊による被害軽減のための道路の拡幅を図る。

エ 防災拠点や避難場所となる公園、緑地の整備

防災拠点や避難場所となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

市では串間市総合運動公園を、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となる防災公園として整備する。その他にも市街密集地における防災拠点としてのポケットパークの整備を図る。

オ 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な地域においては、火災発生の危険性が高いだけではなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(2) 地域の再開発等の推進

ア 市街地の整備

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、地域の歴史、文化、自然環境を活かし建築物及び、道路・公園等の公共施設等の整備を行い、防災機能の確保と土地の健全な利用を図るために、地域の特性に応じた事業の活用により安全・安心・快適な市街地の整備を推進する。

イ 河川施設の整備

災害時における避難路、避難地並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して推進する。

ウ 海岸施設の整備

緊急消火用水の供給機能を備え、また災害救助活動の拠点や地域防災空間としての機能をあわせ持つものとするため、海岸管理者と連携・協力して整備の推進を図る。

(3) 緊急避難場所、避難路の確保等

ア 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

イ 緊急避難場所の指定

市は、延焼火災、がけ崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

(ア) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

(イ) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所

が立地していること。

(ウ) 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

(エ) その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

- a 当該施設が地震に対して安全な構造であること
- b 場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

ウ 広域避難地の整備

密集市街地等においては、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(3)イで指定した緊急避難場所に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

(ア) 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり 2 m^2 以上を確保することを原則とする。

(イ) 広域避難地は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

(ウ) 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

エ 避難路の整備

地域の状況に応じ、原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

(ア) なるべく付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(イ) 万一の場合に備え、代替路も選定しておくこと。

オ 避難路の確保

市職員ほか避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

2 津波に強いまちづくり

津波による被害を軽減するための施設等の整備を進める。その際、地震被害想定調査による津波予測結果を参考にするとともに、本市における過去の津波被害を把握し、整備を進めるものとする。

(1) 津波監視体制の整備

市では、震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の

住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図る。

ア 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあっては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報する。

イ 陸上からの監視

(ア) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定するものとする。海岸近くの低地での監視は行わない。

(イ) 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

(ウ) 遠方監視設備等の導入

潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努める。

(2) 避難路等の整備と津波避難計画の策定

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、下記の事項に留意するものとし、これをもって、県における津波避難計画策定指針とする。

ア 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。

イ 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、平成25年2月県設定の「宮崎県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

ウ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出に当たっては、地図上で想定するだけではなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

エ 緊急避難場所等、避難路等の指定

住民等一人ひとりが緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定するとともに、指定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

オ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

カ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。

キ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めるに当たっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

ク 避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。

ケ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

コ 避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけではなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

サ その他の留意点（観光地等の利用者の誘導、配慮者避難誘導等）

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知する。

配慮者施設等は津波に対して安全な場所を確保するものとし、自主防災組織や地域住民等に、要配慮者の避難誘導に対して協力をあらかじめ得るものとする。また、配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政児童委員等の多様な主体の協力を得ながら平常時より要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第2節 建築物の安全化

県の地震被害想定調査の結果によると、都市部を中心にはほぼ全県域で建築物に被害が生じております、これを軽減するためには、建築物の耐震化や不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。

1 建築物の耐震性の強化

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を進める。

これに併せて一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口についての広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

2 建築物の液状化対策

県の地震被害想定調査の結果によると、液状化による建築物の倒壊被害も想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、確認申請時に指導を行っていく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策（地盤改良工法）

本章第3節「地盤災害防止対策の推進」中「5 液状化対策の推進」を参照のこと。

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア 木造建築物

(ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法

(イ) アンカーボルトの適正施工

(ウ) 上部構造部分の剛性を持たせる。

(エ) 荷重偏在となる建築計画を避ける。

(オ) 屋根等の重量を軽くする。

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

(ア) 支持杭基礎工法

(イ) 地階を設ける方法

- (ウ) 面的に広がりのある建築計画とする。
 - (エ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める。
- ウ コンクリートブロック塀
- (ア) 法令等の技術基準を正しく履行する。
 - (イ) 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする。

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

(2) 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を通常の火災を想定した火の粉による発炎、燃え抜けを生じないようにしなければならない区域について、県の指導により必要に応じ指定の拡大を図る。

(3) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際には、建築基準法に基づく防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、市消防本部は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

4 重要施設の耐震性強化

(1) 市有施設の耐震性強化

市は、大規模地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる次の重要な建築物について、必要に応じて耐震補強を行うなど耐震性の確保を図る。

- ア 市役所、各支所
- イ 病院
- ウ 市立学校
- エ 社会福祉施設
- オ その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、県の官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の

機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

(2) 市が管理する施設及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市が管理する施設及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者に対して耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるとともに、特定建築物の耐震診断及び耐震改修についても必要な指導及び助言を行う。

第3節 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。地形・地質及び多雨地域といった自然的条件から土砂災害の被害を受けやすい本市では、災害危険度の高い場所について的確な予防対策を実施し、住民の生命・財産の保全に努める。

1 地盤情報の把握と周知

市は、地理的・社会的変化に対応できるよう土砂災害警戒区域等（土石流）、土砂災害警戒区域等（地すべり）、土砂災害警戒区域等（急傾斜地）、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、県と協力して定期的に危険度を把握するための調査点検を実施し、これら土砂災害の危険箇所についての住民への周知に努める。

2 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知によって、災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等における対策工事の推進

土砂災害警戒区域等の法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進する。

(2) 警戒体制の確立

危険区域について、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する。

(3) 応急対策用資機材

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法に基づき宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については

都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

イ 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

エ 液状化対策

宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

5 液状化対策の推進

液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。災害予防対策としてこれらの工法の普及に努める。

それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

(1) 地盤改良工法

ア 粒径にばらつきのある土地砂と入れ替える置替工法

イ 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法

ウ 押さえ盛土による盛土工法

エ 地盤凝固剤を注入する固化工法

オ 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

(2) 構造物で対処する工法（道路施設、港湾施設、河川施設等）

ア 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

イ 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなどの既設構造物の耐力を増す工法等

第4節 海岸・河川・治山・砂防施設の整備と管理

県の地震被害想定調査の結果によると、海岸・河川等施設の破堤による被害が想定されているため、県はこれらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

また、津波被害を受ける可能性のある地域について、県は海洋線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備を行う海岸事業や港湾・漁港整備事業などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。市は、これらの事業に対し県に対し協力するものとする。

1 海岸・河川施設等の整備と管理（県・国）

(1) 海岸保全施設

ア 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震・津波に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施し、その結果を踏まえて設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性の確保に努める。

イ 災害危険箇所の調査、整備

(ア) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を図る。

(イ) 災害危険箇所について定期的点検を実施し、計画的な整備に努める。

ウ 離岸堤等海岸構造物に対する安全性の確認

(2) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ 頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した管理が行えるよう、関係機関との連絡体制を確立しておくなど、管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを利用し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制を整備する。

エ 河口部で過去津波の侵入が認められた箇所及び地形地質上の弱堤箇所の把握

2 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するため、定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域の指定を経て治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設については、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

ア 砂防設備の整備

(ア) 緊急度の高い渓流から順次計画的な整備に努める。

(イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次、施設整備に努め、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等による防止工事を進める。

(イ) 地すべり防止区域内の制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の監視を強化するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

第5節 道路等交通関係施設の整備と管理

風水害等対策編第1章第2節に準ずる。ただし、道路及び橋梁等については、耐震性の向上に努める。

第6節 ライフライン施設の機能確保

風水害等対策編第1章第3節に準ずる。ただし、基幹的水道施設等については、特に耐震性の確保に努める。

第7節 危険物等施設の安全確保

地震による被害を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）の作成に関する指導を徹底するほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化

危険物施設（資料4－1）は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成に関する指導を推進し、さらにマニュアルに基づく訓練、啓発などの実施を励行することにより、防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクの設置に当たっては不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクを設置する箇所の地盤調査の実施や規制基準を踏まえた工法を用いるよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保全確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等については、県と連携し、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

〔危険物施設の管理者等〕

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（製造所等の維持、管理）及び同法第14条の3の2（製造所等の定期点検等）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるものとする。

第8節 防災基盤・施設等の緊急整備

県の地震被害想定調査の結果を踏まえて、防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

1 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

地震防災対策を計画的に推進するため、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成23年度を初年度とした第4次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

同計画の中で、本市が実施すべき事業については県と協議を行いながら推進するものとする。

2 公共施設等耐震化事業の推進

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合、住民の安全が確保できるよう国の財政支援を受けて、公共施設等の耐震化及び防災基盤の整備等を推進し、防災機能の向上を図る。

第9節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策を推進していく上では、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、災害要因も一層多様化しているため、本市においても科学的な調査研究の結果をもとに、総合的な地震対策を実施していくことが重要である。

県においては、平成7、8年度に地震被害想定調査を実施し、県内における被害想定を行ったところであるが、本市としてもこれらの最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応し最も有効な手法を活用した研究を実施することについて検討を行う必要がある。

1 県内の活断層等の調査

市は、国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

2 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは、過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限ににくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。震災対策に関する調査研究の事項として、おおむね次のものが考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 津波災害に関する調査研究
- (4) 地盤の液状化に関する調査研究
- (5) 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- (6) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (7) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (8) 避難に関する調査研究
- (9) 防災情報システムに関する調査研究
- (10) 地震時における交通確保に関する研究
- (11) 消防活動の充実強化に関する調査研究
- (12) 広域応援・受援に関する研究
- (13) 海上防災に関する調査研究

〔県〕

- (1) 地震被害予測システムの構築

地震被害想定の過程をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる地震後の早期地震被害予測への活用を図る。

(2) 地震観測施設等の整備

地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステムを整備している。

今後は、震災時の早期被害予測システム等の構築を目指し、防災対策のより一層の推進を図る。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

震災に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて必要な対策を講ずる。

第10節 情報の収集・連絡体制の整備

風水害等対策編第1章第6節に準ずる。総合情報ネットワークは通信経路が多重化され、災害に強いネットワークになっている。今後は震災時においてもその機能が十分発揮できるよう、耐震性の強化に努める。

第11節 活動体制の整備

風水害等対策編第1章第7節に準ずる。ただし、初動体制確立への備えについては以下にも留意する。

1 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、地震被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 行動要領（マニュアル）の作成

市の各部局は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

(3) 防災活動拠点の整備

災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

第12節 救急・救助及び消火活動体制の整備

風水害等対策編第1章第8節に準ずる。

ただし、出火防止体制の整備及び耐震性消防水利の充実については、以下による。

1 出火防止体制の整備

市は、市消防本部と協力して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策を実施する。

(1) 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防炎物品及び防炎製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 出火防止対策及び火災発生時における消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

ア 多数の者が利用する学校、病院、店舗等の施設に対しては、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含めた消防計画の作成、避難訓練等の実施、消防用設備の点検整備、火気の使用監督を行うこと等について、十分な指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対し、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアノ化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対する規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災等の災害発生の未然防止を図る。

(4) 建築同意制度の活用

消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

(5) 防炎物品の普及及び管理指導

消防法の規定に基づき、防炎性能を有する物品等を使用しなければならない防火対象物について、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(6) 火災予防条例の活用

火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の貯蔵取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止するとともに、店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(7) 火災予防運動の実施

毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり展開される秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対して火災予防思想の普及向上に努める。

2 耐震性消防水利の充実

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等による消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川、海、ため池等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

第13節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第9節に準ずる。

なお、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

第14節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

なお、市及び各道路管理者は道路の耐震性の強化に努める。

第15節 避難収容体制の整備

風水害等対策編第1章第11節に準ずる。

ただし、多くの住民の避難施設となる学校及び公共施設等については、特に耐震化及び耐火性に留意した施設の指定に努める。

1 避難場所等、避難路の確保

(1) 避難場所の確保の検討

市は、夜間・中間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な場所を確保し、各地区に避難の方法等を検討し、避難対策を講じておく。また、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(2) 指定緊急避難場所の確保

市は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

ア 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

イ 高台

高台については、整地やフェンスの設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

ウ 高層のビルや高台が無い地域

高層のビルや高台が無く、避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館や歩道橋等として利用でき、災害発生時には避難場所として利用できる等の複合型の津波避難施設の整備を行う。

(3) 指定避難所の確保

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定する。避難所については、次の基準により指定するものとする。

- ア 被災者等の滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものである。
- イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものである。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地している。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にある。
- オ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保努める。
 - (ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用
 - (イ) 企業や個人が保有する施設等の利用
- カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

(4) 避難経路の確保

市は、避難場所毎の避難経路の確保を行う。特に指定緊急避難所については、垂直避難となることから、高台等への経路については、住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明（太陽蓄電池式等の検討）等の整備を行う。

2 避難場所等の広報と周知

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や避難経路等を明示した津波ハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

3 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている公共施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

第16節 備蓄に対する基本的な考え方

風水害等対策編第1章第12節に準ずる。

第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

風水害等対策編第1章第13節に準ずる。

第18節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

風水害等対策編第1章第14節に準ずる。

第19節 要配慮者等安全確保体制の整備

風水害等対策編第1章第15節に準ずる。

第20節 二次災害防止体制の整備

県の地震被害想定調査の結果によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が想定されている。

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これらの二次災害を防止することが重要である。

有効な二次災害防止活動を行うため、日ごろからの対策及び活動を推進する。

1 土砂災害防止体制の整備

災害時においては、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性が特に指摘されている。二次災害予防のため、それらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検が実施できる体制を整備する。

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

〔危険物取扱事業所〕

- (1) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (2) 危険物施設の耐震性の向上
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備
- (4) 自衛消防組織の強化促進
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

〔県〕

- (1) 土砂災害危険箇所の把握
- (2) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備
- (3) 建築士等を対象に、応急危険度判定士を養成し認定を行い、体制を整備する。
- (4) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (5) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

第21節 防災訓練の実施

風水害等対策編第1章第16節に準ずる。

第22節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第1章第17節に準ずる。

住民の防災活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第23節 防災知識の普及

風水害等対策編第1章第18節に準ずる。

なお、津波に関する知識の普及については、以下による。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い地域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外に退避する。
- (4) 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第24節　自主防災組織等の育成強化

風水害等対策編第1章第19節に準ずる。なお、がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、市及び警察機関等に通報するとともに、二次災害に十分注意した上で救助活動等に努めるよう留意を促す。

第25節　ボランティアの環境整備

風水害等対策編第1章第20節に準ずる。

第26節　地区防災計画の策定

風水害等対策編第1章第21節に準ずる。

第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

風水害等対策編第2章第2節に準ずる。ただし、災害の規模及び被害の程度等により、県地域防災計画の震災対策編の配備種別に基づいた配備体制をとる。

地震災害発生時の配備基準（勤務時間外）

種別	配備基準	本 庁	消防本部・消防署	出 先 機 関
災害対策本部の設置時	市内で震度6弱以上の地震が発生した場合	◎全職員が登庁して配置につく	◎全職員が登庁して配置につく	◎全職員が登庁して配置につく
災害警戒本部設置時	市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合	◎災害警戒本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎危機管理課全職員は登庁して配置につく（必要に応じて総務課職員を招集する） ◎被害状況に応じて構成外の職員も支援体制をとる ◎構成外の職員は自宅待機する	◎災害警戒本部の構成員及び消防本部職員は登庁して配置につく（必要に応じて消防署副分隊長以上を招集する）	◎災害警戒本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎構成外の職員は自宅待機する
情報連絡本部設置時	市内で震度4の地震が発生した場合	◎危機管理課防災担当職員は登庁する（必要に応じて危機管理課職員を招集する）	◎消防職員は自宅待機する（必要に応じて署長、署次長は登庁する。）	◎（大東・本城・都井・市木）支所長は自宅待機する

津波災害発生時の配備基準（勤務時間外）

種別	配備基準	本 庁	消防本部・消防署	出 先 機 関
災害対策本部の設置時	県内沿岸、周辺沿岸地域で大津波警報が発表され大規模な被害が生ずると思われるとき	◎全職員が登庁して配置につく	◎全職員が登庁して配置につく	◎全職員が登庁して配置につく
	県内沿岸、周辺沿岸地域で大津波警報が発表された場合	◎災害対策本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎被害状況に応じて構成外の職員も支援体制をとる		◎災害対策本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎被害状況に応じて構成外の職員も支援体制をとる
災害警戒本部設置時	県内沿岸、周辺沿岸地域で津波警報・注意報が発表された場合	◎災害警戒本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎危機管理課全職員は登庁して配置につく ◎構成外の職員は自宅待機する（必要に応じて構成外の職員を招集する）	(津波警報発表時) ◎全職員が登庁して配置につく (津波注意報発表時) ◎災害警戒本部構成員及び、消防本部職員は登庁して配置につく（必要に応じて消防署副分隊長以上を招集する）	◎災害警戒本部構成員の全職員が登庁して配置につく（都井・市木・本城）支所長も登庁し配置につく ◎構成外の職員は自宅待機する

※勤務時間内…地震・津波発生時共に全職員各課に待機する。

※配備体制は、被害の状況によって変更もあり得る。

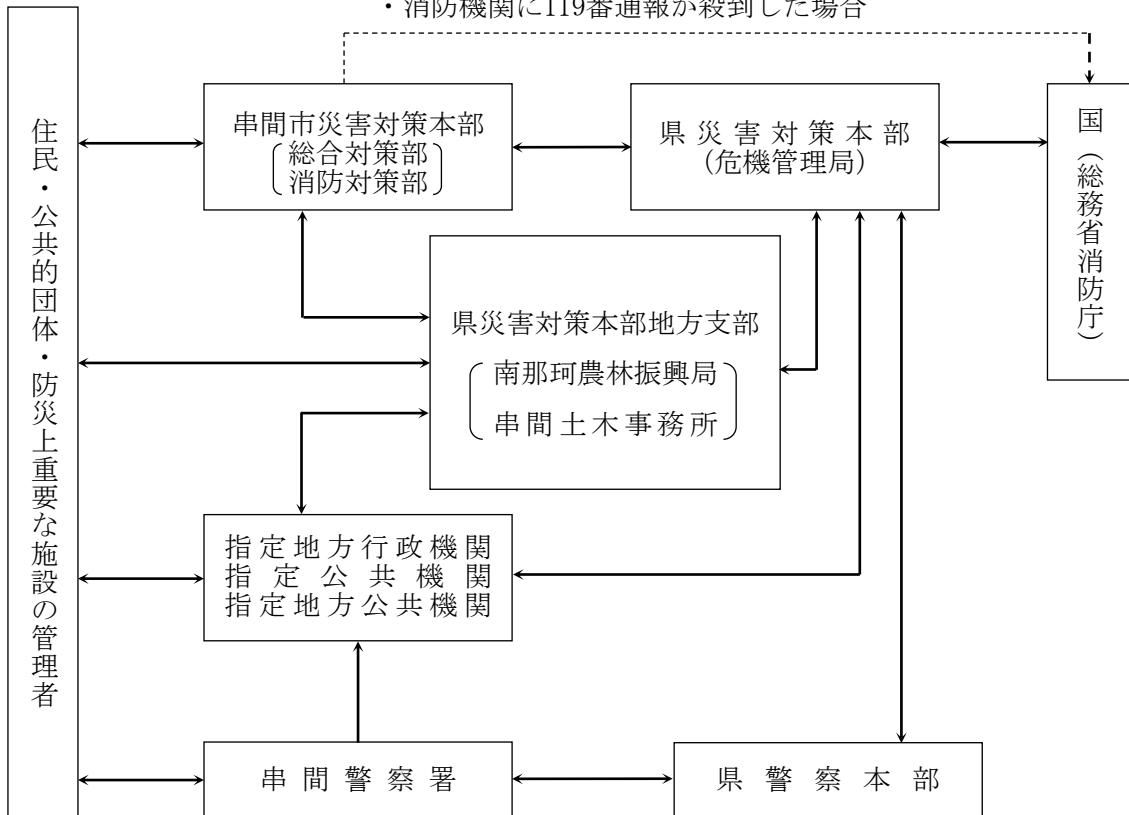
※災害警戒本部（風水害等災害編別表一2）・災害対策本部（風水害等災害編別表一3、4）

(1) 地震・津波発生時の連絡体制

電話回線等が途絶えている可能性があるので、連絡がなくても地震・津波発生時の配備基準に従って各人行動する。

ア 情報伝達の流れ

- ・地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録した場合
- ・県に報告できない場合（※）
- ・消防機関に119番通報が殺到した場合



（※）は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

イ 被害情報等の伝達手段

市（災害対策本部）は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (ア) 被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使う。
- (イ) 有線が途絶した場合は、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

ウ 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

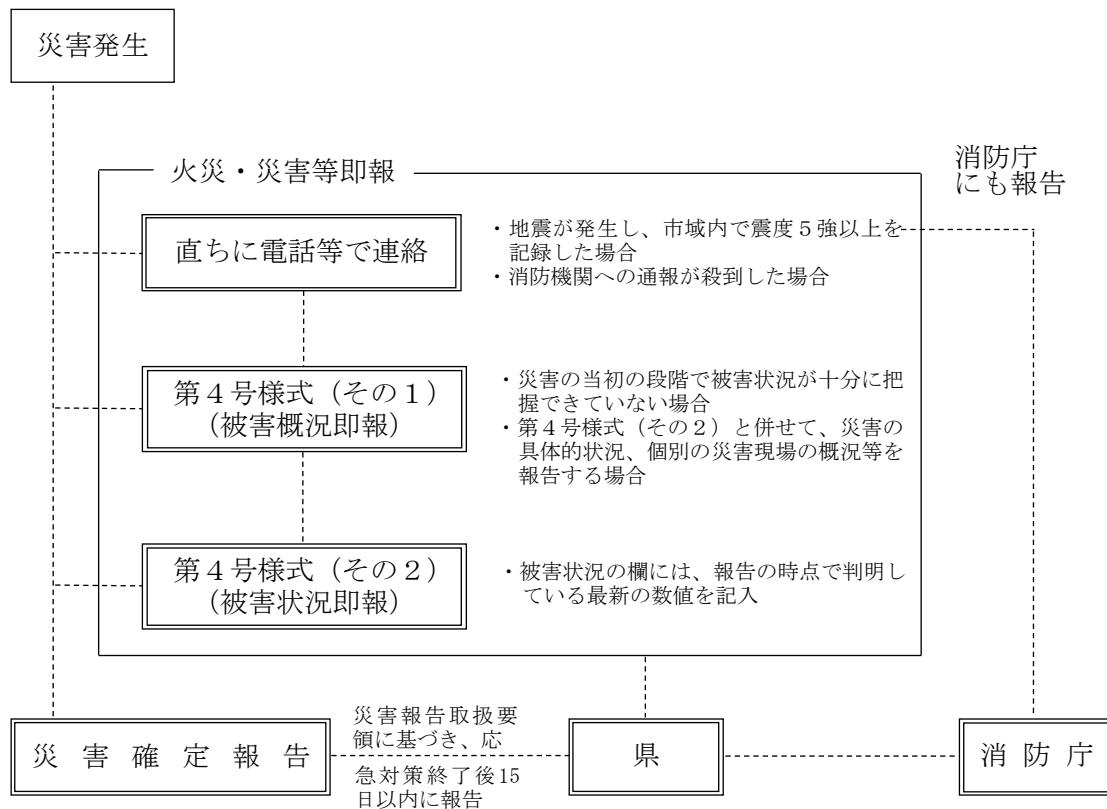
(ア) 即 報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

(イ) 確定報

応急対策終了後15日以内に報告

(ウ) 事務処理フロー



連絡先	平日	夜間・休日
消防庁	(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (消防防災無線) 90-49013 90-49033(FAX) (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033(FAX)	(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX) (消防防災無線) 90-49012 90-49036(FAX) (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036(FAX)

エ 情報収集・伝達活動

(ア) 次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、被害概況即報（第4号様式その1）及び被害状況即報（第4号様式その2）を用いて県（災害対策地方支部）及びその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、

事後速やかに文書を提出する。(様式については、第2編第2章第4節参照のこと。)

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後15日以内に行う。

- a 市災害対策本部が設置されたとき。
- b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- d 地震が発生し、震度4以上を記録したとき。
- e 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

(イ) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県(災害対策本部)に直接連絡をとる。

なお、県(災害対策本部)に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後県に対して速やかにその内容について連絡する。

(ウ) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県(災害対策本部)及びその他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に関する応援を要請する。

(エ) 消防庁への直接報告

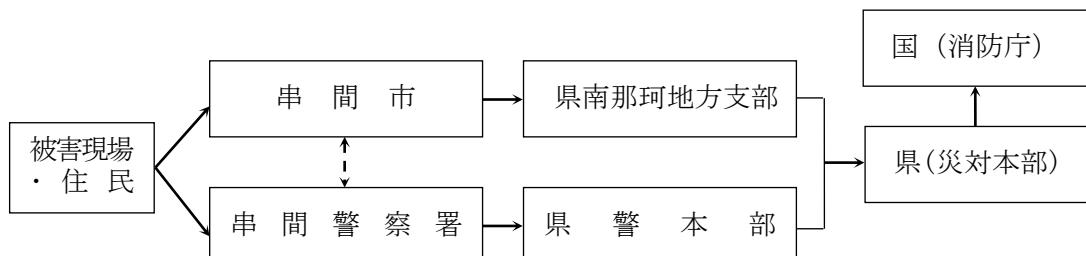
- a 地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず、分かる範囲で第一報を直接消防庁へ報告する(消防庁への報告は原則として覚知後30分以内で可能な限り早く行う。)。

- b 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県(災害対策本部)及び国(消防庁)へ同時に報告する。

オ 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

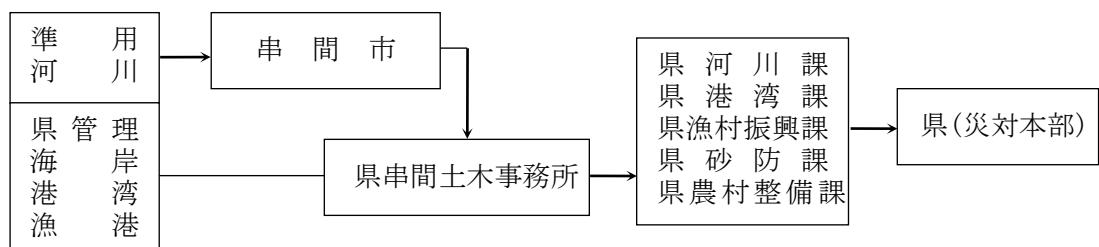
(ア) 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



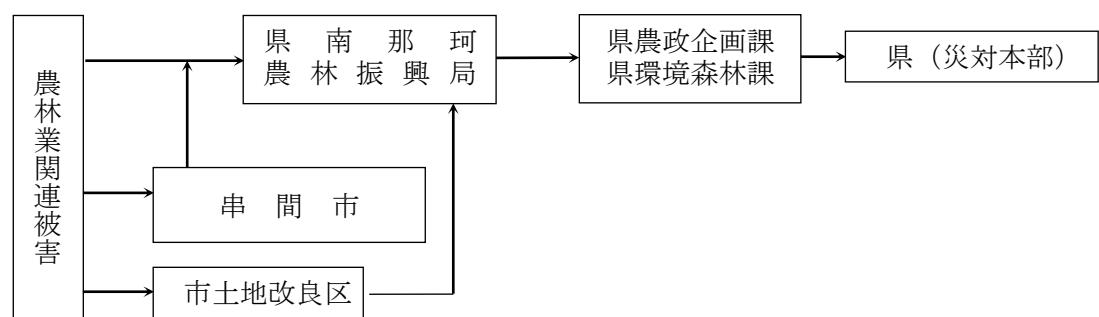
(イ) 情報収集・伝達系統2(道路被害)



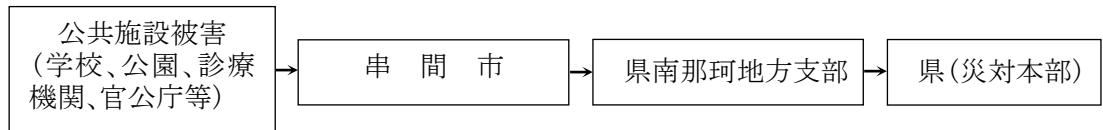
(ウ) 情報収集・伝達系統5（河川、海岸、港湾、漁港）



(エ) 情報収集・伝達系統6（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



(オ) 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命にかかる情報を重点を置いて収集し、その内容については速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

1 地震情報等の収集・連絡

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することは極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

(1) 気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を市、県及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(2) 地震情報の収集

県内26市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

ア 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地点名と市町村ごとの観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報 (注)	震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	<ul style="list-style-type: none"> 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

イ 地震活動に関する解説資料等

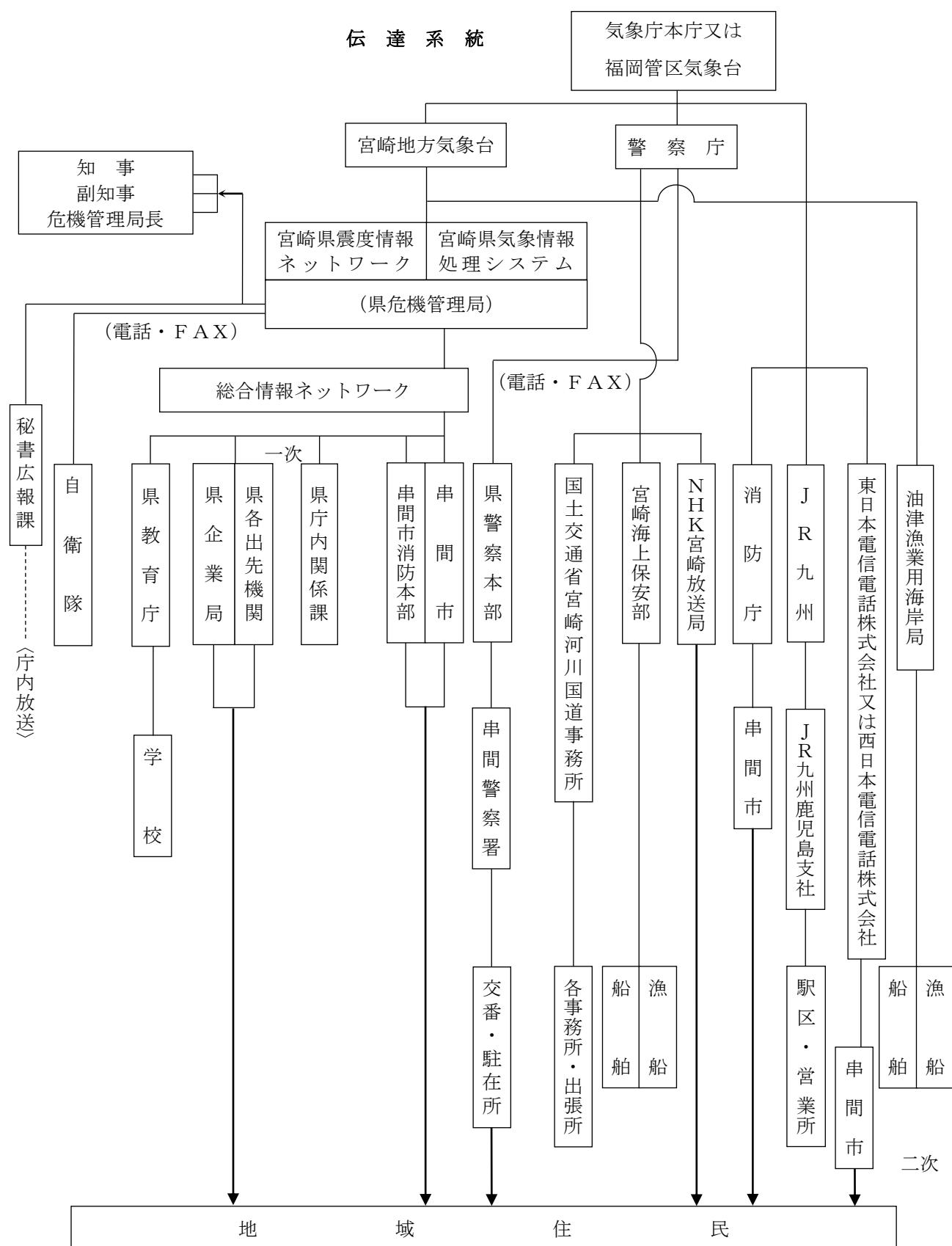
解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県内に津波警報・津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） 宮崎県内に震度4以上を観測（ただし、地震が頻発して 	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料。 地震解説資料（全国速報版） <p>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</p>

	いる場合、その都度の発表はしない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（地域速報版） <p>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料</p>
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県内に津波警報・注意報発表時 ・宮崎県内に震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） <p>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（地域詳細版） <p>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある。）</p>
地震活動図	定期（毎月初旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

(3) 地震情報の伝達

- ア 役場内に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。
- イ 情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- ウ 情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係のある公私の団体等に周知徹底させる。



2 大津波警報・津波警報・津波注意報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表します。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の地震想定等を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝えます。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表します。

（気象庁資料）

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等				
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波高さ予想の 区分)	地震の表記	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		10m (5 m < 予想高さ \leq 10m)		
		5 m (3 m < 予想高さ \leq 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3 m (1 m < 予想高さ \leq 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		(0.2 m \leq 予想高さ \leq 1 m)		

津波注意報	<p>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</p>	<p>1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)</p>	(表記無)	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。海水浴や磯釣りは危険なので行わないでください。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。</p>
-------	--------------------------------------------------------------	----------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

- (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によつては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

実際に観測される津波の高さと到達時刻は、気象庁がシミュレーション結果に基づき発表する津波の高さの予想と到達予想時刻とは異なる場合がある。

気象庁は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。一方、シミュレーションの場合はあくまで目安であるため、実際の自然現象は計算通りとなるとは限らない。このことから、気象庁の到達予想時刻は安全サイドに立ったものであることに留意しつつ、あらゆることを想定して安全確保の手段を講じたうえで水防活動等の対応をとることと記載する。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <small>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</small>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <small>(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)</small>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 津波予報・情報伝達組織による迅速な伝達

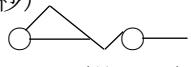
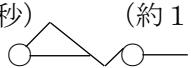
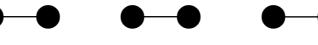
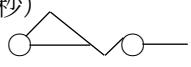
津波の予報は、危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は次の津波予報・情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に津波予報を伝達するものとする。

ア 市は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難指示を行うものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については要配慮者にも配慮した方法を工夫する。

津波警報等の標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

イ 市は、速やかな津波予報の伝達を行うため、市防災行政無線の整備に努める。

ウ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできない場合で、独自の観測（潮位の変化）等で津波警報を発した場合は、異常現象の発見体制にならって県を通じ宮崎地方気象台に通報するものとする。

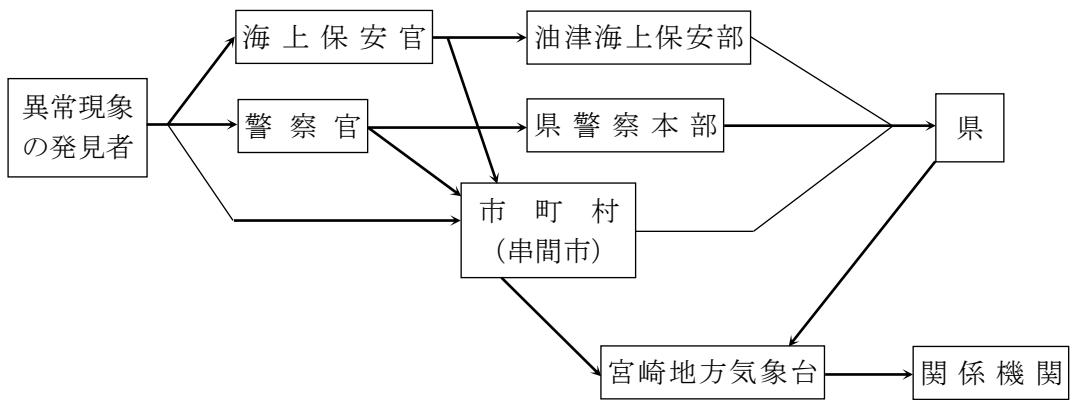
3 津波潮位の監視

(1) 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

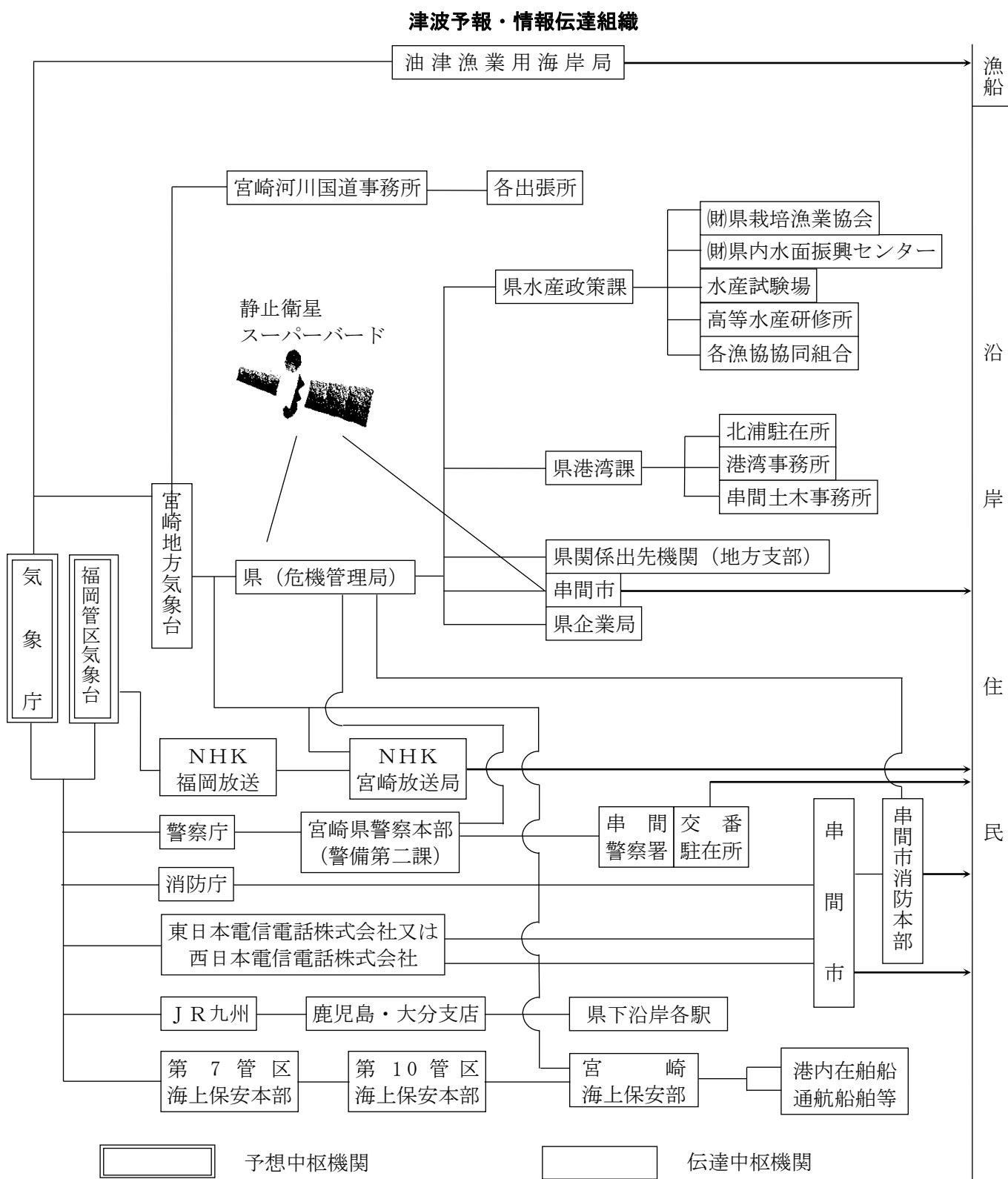
この場合において、市長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

異常現象発見者の速報系統図



(2) 高台等からの監視

市においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。



- (注) 1 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波予報の確保に努めるものとする。
- 2 情報には地震情報と津波情報がある。

第3節 広域応援活動

風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

第4節 救助・救急及び消火活動

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

ただし、同時多発火災への対応については以下による。

1 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則を踏まえ、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区に対して住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 市街地火災消火活動優先の原則

大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住居等密集地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般住居等密集地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区に対しては、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

〔住 民〕

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスについてはポンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみ置き水等により消火活動を行う。

〔自主防災組織〕

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- (2) 火災が発生したときは消火器等を活用して初期の消火活動に努める。
- (3) 消防隊が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

〔県〕

(1) 消防情勢の把握

県防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握するものとする。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第24条の2及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置を講ずるものとする。

(3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第7節 避難収容活動

風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

なお、沿岸住民、釣り人、海水浴客等の津波による避難誘導については、以下による。

1 沿岸住民等への避難指示の実施

- (1) 市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示をする。
- (2) 浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難指示をする。
- (3) 市長が必要と認める場合は、避難指示について放送機関に放送要請し行うものとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

2 速やかな避難誘導の実施

- (1) 市は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難指示をした場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行う。
- (2) 海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。
- (3) 海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

風水害等対策編第2章第10節に準ずる。

第9節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

風水害等対策編第2章第11節に準ずる。

第10節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

風水害等対策編第2章第12節に準ずる。

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

風水害等対策編第2章第13節に準ずる。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

風水害等対策編第2章第14節に準ずる。

なお、被災住宅に関する危険度判定の実施については、県の支援を受けながら被災住宅危険度判定制度により、被災した住宅の危険度の判定を実施する。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

風水害等対策編第2章第15節に準ずる。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

風水害等対策編第2章第16節に準ずる。

第15節 二次災害の防止活動

地震発生により河川、ため池、斜面等に支障が生じ、出水等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、また、被災した建築物の倒壊や危険物等の災害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

1 水害、土砂災害対策

(1) 水害防止対策

ア 地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は市長は、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

イ 市限りで実施困難な場合は、県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。

(2) 土砂災害防止対策

ア 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、土砂災害の危険箇所について巡回等により状況把握に努める。

イ 応急措置

がけ崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があると判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

(ア) 避難指示

(イ) 立入り規制

(ウ) クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置

(エ) 観測機器の設置、観測

ウ 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡回を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

エ 情報の連絡・広報

土砂災害危険箇所についての情報を関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

〔県〕

- (1) 県は、地震による洪水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 知事は、水防管理者又は市町村長から要請があり、又は災害の状況により必要と認めるとときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

〔水防施設管理者〕

- (1) 応急措置

ダム、ため池、堤防、水門等の管理者は、地震（ダムは震度4、その他の施設は震度5弱以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡とともに、水門等の操作体制を整え、状況に応じて適切な開閉等の措置を講ずるものとする。

- (2) 情報の広報（水防警報）

国土交通省及び県は、ダム等が決壊し又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

2 建築物等の倒壊対策

- (1) 建築物応急危険度判定

ア 判定士派遣要請・派遣

余震等による二次災害を防止するため、県に対して建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ 応急危険度判定活動

(ア) 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、市が負う。

(イ) 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- b 県に対して判定士の派遣計画や判定の後方支援を要請する。

(ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

- d 判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。
- e 判定は、原則として「目視」により行う。
- f 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(2) 二次災害防止のための応急措置

建物応急危険度判定結果に基づき、立入り制限等の措置を行う。

3 爆発及び有害物質による二次災害防止対策

(1) 危険物等流出対策

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、県に対して被害状況を報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

〔県〕

- (1) 市から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施するものとする。
- (2) 災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災救急ヘリコプター等により広報を行うとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

〔危険物等施設の管理者〕

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市、警察機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

(3) 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

第16節　自発的支援の受入れ

風水害等対策編第2章第17節に準ずる。

第17節　災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第18節に準ずる。

第18節　文教対策

風水害等対策編第2章第19節に準ずる。

第19節　農林水産物応急対策計画

風水害等対策編第2章第21節に準ずる。

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

風水害等対策編第3章第1節に準ずる。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

第3節 計画的復興の進め方

風水害等対策編第3章第3節に準ずる。

第4節 被災者の生活再建等の支援

風水害等対策編第3章第4節に準ずる。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

風水害等対策編第3章第5節に準ずる。